資　格

競争参加者の資格に関する公示

国道108号花渕山４号トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成22年９月13日

東北地方整備局長　青山　俊行

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事名　国道108号花渕山４号トンネル工事

２　工事場所　宮城県大崎市鳴子温泉古戸前～同県同市鳴子温泉鬼首柏木原　地内

３　工事内容　トンネル内空断面積50.5㎡、掘削Ｌ＝1,385ｍ、支保工Ｌ＝1,385ｍ、覆工Ｌ＝1,385m

工期　平成25年３月15日まで

４　申請の時期　平成22年９月14日から平成22年10月14日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）。なお、平成22年10月15日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

５　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）から入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　国土交通省東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係 電話022―225―2171に、持参により提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書㈱（下記６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　下記６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成22年９月13日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２、３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書類等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年３月31日付け公示」という。）５建設工事の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成22年３月31日付け公示６建設工事⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組み合わせとする。

ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

①　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点（特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては1,100点）以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては1,100点）以上であること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、平成22年10月14日において次の要件を満たすものとする。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　特定建設工事共同企業体の代表者にあっては平成７年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了したＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、下記㋐及び㋑の要件を全て満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、平成７年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了したＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で下記㋐の要件を満たす施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

㋐　内空断面積（覆工後の内空面積）が45㎡以上であること。

㋑　施工延長が1,200m以上であること。

ただし、㋐及び㋑は同一トンネルで施工した実績であること。

③　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法に従って当該工事に専任で配置できること（詳細は入札説明書参照。）。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㋑　特定建設工事共同企業体の代表者にあっては、本工事に配置する技術者は、平成７年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了したＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、下記１）及び２）の要件を全て満たす施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

また、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

１）内空断面積（覆工後の内空面積）が45㎡以上であること。

２）掘削及び覆工の施工延長が1,200ｍ以上であること。

ただし、１）及び２）は同一トンネルで施工した経験であること。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。